

山形広域環境事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則

〔平成26年3月〕  
山広環規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形広域環境事務組合情報公開条例(平成26年山広環条例第1号。以下「条例」という。)第28条の規定に基づき、山形広域環境事務組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、審査会の委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査の原則)

第4条 審査会は、条例第18条第1項又は山形広域環境事務組合個人情報保護条例(平成26年山広環条例第2号)第38条第1項に規定する諮問があったときは、迅速にその内容を審査し、速やかに答申するよう努めるものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、管理課で処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。